

あなたの命を守ります 住宅用火災警報器

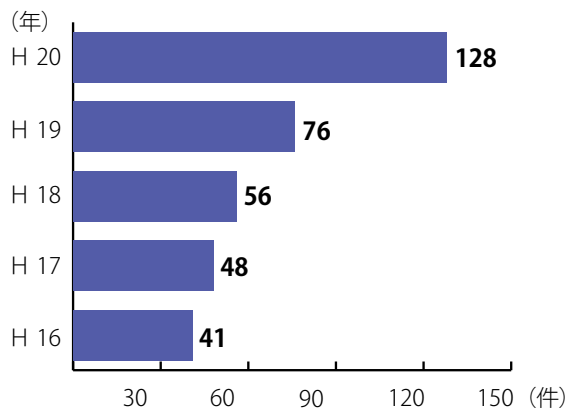
Q & A

Q.1 どうして必要なの？

A. 火災による死者の8割は住宅火災が原因です。そのうち5割が、「発見の遅れ」によるものです。したがって早期に火災を発見するために住宅用火災警報器が必要なのです。

また、住宅用火災警報器の設置数が増えたことにより、火災の拡大を未然に防いだ事例報告が増えています（下記グラフ参照）。

●住宅用火災警報器により火災の拡大を未然に防いだ件数（東京消防庁管内の近年5年間のもの）



事例1 火の気のない所から出火！住宅用火災警報器で火災の拡大を防いだ

Aさんは、熱帯魚の水槽にヒーター、エアープンプ、水流ポンプなどをテーブルタップにたこ足配線し、許容電力を超えて使用していたため、発熱し出火しました。Aさんは入浴中でしたが、警報音に気づき火災を早期に発見、119番通報し、ボヤで済みました。

事例2 住宅用火災警報器をつけていれば避難できたかもしれない

Bさんは、たばこを吸った後、火が消えたのを確認しないで、ごみ箱に捨てて外出したため火災になり、就寝中の同居者Cさんが死亡しました。

住宅火災からかけがえのない大切な命を守るために、住宅用火災警報器を早めに設置しましょう！

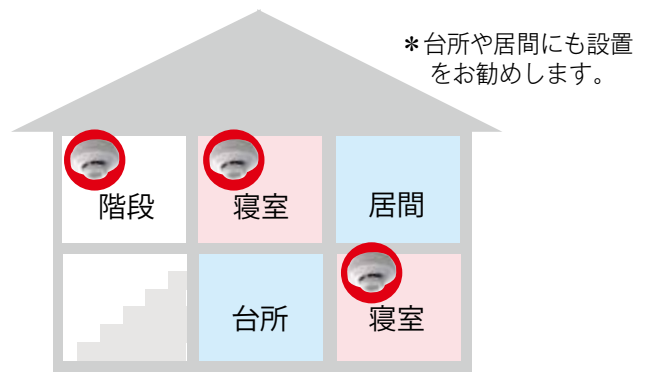
松前町では、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要です。

住宅火災警報器設置に関する気になる？を集めました。

Q.2 どこに設置するの？

A. 取り付けが義務付けられているのは次の2つの場所です。

- ①寝室として使用する部屋
- ②階段（寝室が2階などの場合のみ）



Q.3 どんな種類があるの？

A. 現在市販されている火災警報器は、大きく分けて「煙」に反応する煙式と「熱」に反応する熱式の2種類があります。寝室などに設置する場合は煙式、台所には熱式がよいでしょう。

Q.4 どこで購入するの？

A. 防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。購入の目安として、日本消防検定協会のNSマークが付いているものを選びましょう。なお、消防署から来たなどといった悪質な販売も発生しています。消防職員が販売することはありません。不審に思ったら消防署へ連絡してください。

☎ 松前消防署 ☎ 984-3404